平成２１年（フ）第３５４号
千葉県八街市上砂43番地50
債務者　米田　篤男
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６９号
千葉県八街市朝日384番地20
債務者　川尻　伊智
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７２号
千葉県白井市清水口２丁目４番５棟108号
債務者　二戸　輝昭
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８３号
千葉県成田市上町903番地
債務者　野々宮路子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８４号
千葉県佐倉市井野1084番地１　サンビレッジ佐倉Ａ号棟102号、申立時の住所千葉県佐倉市井野1586番地26　Ｇ棟103号
債務者　畳指長一郎
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８７号
千葉県四街道市大日193番地２
債務者　山舘　久子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９７号
千葉県八街市八街ほ215番地16
債務者　渡辺　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２０１号
新潟県長岡市関原町３丁目乙170番地11
債務者　南雲　麻梨
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
新潟県小千谷市稲荷町10番11号
債務者　松村　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
新潟県長岡市新組町5353番地
債務者　三浦　弘之
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
新潟県長岡市中島６丁目６番10―301号
債務者　石丸　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８８０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土２番地200
債務者　稲垣　直子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０９号
愛知県海部郡美和町大字木田字道下19番地１　カーサエテルノⅡ101
債務者　徳山　恵美（旧姓中武）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１４号
名古屋市昭和区前山町１丁目19番地　つばめ自動車前山アパートＢ棟222Ａ号
債務者　児玉信介こと　兒玉　信介
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０号
愛知県豊橋市植田町字中屋敷29番地
債務者　浦川美登里
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５１号
愛知県豊橋市植田町字中屋敷29番地
債務者　浦川　雅史
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９１号
愛知県豊橋市船渡町字船渡36番地73
債務者　浪崎　晃嗣
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１２７号
三重県伊勢市辻久留３丁目11番16号
債務者　川口　花世
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係